

広島県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
社会福祉法人白 寿会	呉市焼山北三丁目二 一番五号	老人保健施設コ スモス園居宅介 護支援事業所	呉市焼山北三丁目一 七一番地四	平成二三年 九月一日
株式会社ほんわ か	尾道市西御所町一番 二七号	訪問看護ステー ションほんわか	尾道市西御所町一番 二七号	平成二三年 九月一日
株式会社ほんわ か	尾道市西御所町一番 二七号	居宅介護支援事 業所ほんわか	尾道市西御所町一番 二七号	平成二三年 九月一日
社会福祉法人広 谷福祉会	府中市広谷町三九一 番地	セイフティー信 和デイサービス センター	府中市高木町一三三 番地三	平成一六年 七月一日
有限会社ドラッ グしみず	廿日市市串戸三丁目 二一番二号	平良しみず薬局	廿日市市平良二丁目 一〇番三六号	平成二三年 八月一日
特定非営利活動 法人地域の絆	福山市木之庄町四丁 目五番二五号	小規模多機能型 居宅介護事業所 鹿川	江田島市能美町鹿川 二七五八番地一	平成二三年 四月一日
社会福祉法人山 県東中部福祉会	山県郡北広島町阿坂 四六〇〇番地	特別養護老人 ホームやすらぎ	山県郡北広島町大朝 三四三五番地一	平成二三年 七月一日